令和 8 年 3 月 13 日

職員　各　位

社会福祉法人　松実会

令和 7 年度介護施設等経営改善･従事者処遇改善等緊急支援事業費補助金について

この補助金は、令和 7 年11月 21 日閣議決定された「「強い経済」を実現する総合経済対策」に基づき創設された補助金事業です。

社会福祉法人松実会では①介護従事者に対する賃上げ②生産性向上や協同化③職場環境改善の以上3つのことについての取り組みを図るための費用に充てることといたします。

対象事業所及び加算区分

介護付軽費老人ホームケアハウス巣子（入所）	加算区分Ⅰ
松実会指定通所介護事業所	加算区分Ⅰ
特別養護老人ホーム麗峰苑（入所）	加算区分Ⅰ
特別養護老人ホーム繋松苑（入所･短期）	加算区分Ⅰ
小規模多機能型居宅介護事業所おはな	加算区分Ⅰ
松実会指定居宅介護支援事業所	加算区分Ⅰ
麗峰苑指定居宅介護支援事業所	
松実会地域包括支援センター	

対　象　職　員

対象事業所に勤務する常勤職員（一般職Ⅱ含む）（下記 A～B に区分し支給対象とします）

A：介護職員

B：その他の職員

賃金改善期間

岩手県の定める期間

事業内容

① 人件費の改善の実施（一時金を予定）

② 職場環境改善経費への充当（職員の資質向上を図るための研修費を予定）